

令和 2 年 第 4 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

目

次

議案第 139 号	茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例-----	1
議案第 140 号	茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例-----	2

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和33年茅ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の190」を「100分の185」に、「100分の195」を「100分の190」に改める。

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には市長は100分の175、副市長及び教育長は100分の180、12月に支給する場合には市長は100分の185、副市長及び教育長は100分の190」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合」に、「の適用を受ける一般職の職員の例による」を「第27条第2項各号に規定する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長 100分の180
- (2) 副市長及び教育長 100分の185

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、特別職の国家公務員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改定するため提案する。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 茅ヶ崎市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、国家公務員に準じて、職員に支給する期末手当の支給割合を改定するため提案する。